

利用料金表

(1) 基本料金

① 施設利用料【基本型】（1日あたりの自己負担分）

要介護度	負担割合	基本サービス費		食費	居住費
		ユニット型個室	多床室		
1	1割負担	818 円	810 円	1日あたり 1,930 円 (非課税) *減額制度あり	1日あたり ・ユニット個室 2,006 円 ・多床室 530 円 (非課税) *減額制度あり
	2割負担	1,635 円	1,619 円		
	3割負担	2,453 円	2,428 円		
2	1割負担	864 円	859 円		
	2割負担	1,728 円	1,717 円		
	3割負担	2,592 円	2,576 円		
3	1割負担	928 円	923 円		
	2割負担	1,855 円	1,845 円		
	3割負担	2,782 円	2,767 円		
4	1割負担	982 円	975 円		
	2割負担	1,964 円	1,950 円		
	3割負担	2,946 円	2,924 円		
5	1割負担	1,037 円	1,030 円		
	2割負担	2,073 円	2,060 円		
	3割負担	3,109 円	3,090 円		

② 施設利用料【強化型】（1日あたりの自己負担分）

要介護度	負担割合	基本サービス費		食費	居住費
		ユニット型個室	多床室		
1	1割負担	864 円	859 円	1日あたり 1,930 円 (非課税) *減額制度あり	1日あたり ・ユニット個室 2,006 円 ・多床室 530 円 (非課税) *減額制度あり
	2割負担	1,728 円	1,717 円		
	3割負担	2,592 円	2,576 円		
2	1割負担	940 円	935 円		
	2割負担	1,880 円	1,869 円		
	3割負担	2,820 円	2,804 円		
3	1割負担	1,005 円	1,001 円		
	2割負担	2,009 円	2,001 円		
	3割負担	3,014 円	3,001 円		
4	1割負担	1,063 円	1,058 円		
	2割負担	2,126 円	2,116 円		
	3割負担	3,189 円	3,174 円		
5	1割負担	1,120 円	1,115 円		
	2割負担	2,239 円	2,229 円		
	3割負担	3,359 円	3,343 円		

* 食費・居住費の減額について

	食費	居住費【ユニット型個室】	居住費【多床室】
第1段階	300 円	820 円	0 円
第2段階	390 円	820 円	370 円
第3段階	650 円	1,310 円	370 円

*居住費・食費については負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載している負担額になります。

※食費に関しては令和3年8月1日より変更の予定です。

* 高額介護サービス費について

・1割負担額が、決められた額を上回った場合、申請により戻る場合があります。

(第1段階 15,000円 第2段階 15,000円 第3段階 24,600円 第4段階 44,400円)

現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方 44,400円)

令和3年8月1日より 年収約383万円～770万円未満の方 →44,000円

年収約770万円～1,160万円未満の方 →93,000円

年収約1160万円以上の方 →140,100円

(2) 加算項目

	内 容	金 額			備 考
		1割負担	2割負担	3割負担	
1	初期加算	31円/日	62円/日	93円/日	入所日から30日以内の期間。当該入所者が過去三月間(ただし、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者の場合は過去一月間とする。)の間に、当該介護老人保健施設に入所したことがない場合に限り算定
2	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円/日	6円/日	9円/日	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合に算定(認知症ケアに関する専門性が高い看護師の配置を要する)
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	5円/日	9円/日	13円/日	
3	認知症ケア加算	78円/日	156円/日	234円/日	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対し、認知症専門棟にてケアを行った場合に算定
4	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	34円/月	68円/月	102円/月	医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又は家族に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理し、入所者ごとのリハビリテーション計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施の為に必要な工夫を活用していること。
5	短期集中リハビリテーション実施加算	247円/日	493円/日	740円/日	入所後3ヵ月間に集中的に行うリハビリテーションを受けた場合
6	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	247円/日	493円/日	740円/日	認知症の方に対し医師の指示により短期集中的なリハビリを受けた場合(週3日まで)
7	若年性認知症入所者受入加算	124円/日	247円/日	370円/日	若年性認知症入所者を受け入れた場合
9	認知症行動・心理症状緊急対応加算	206円/日	411円/日	617円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に介護保健施設サービスが必要であると判断した者に対して、介護老人保健サービスを行った場合、入所した日から起算して7日を限度として算定
8	認知症情報提供加算	360円/回	719円/回	1,079円/回	認知症疾患医療センター等への紹介
10	栄養マネジメント加算の未実施	-15円/日	-29円/日	-43円/日	栄養士・又は管理栄養士を1以上未配置、又は者の栄養状態の維持及び改善、入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っていない場合減算。

11	栄養マネジメント強化加算	12 円/日	23 円/日	34 円/日	・管理栄養士を常勤換算方式で入所者 50（施設に常勤栄養士を 1 人以上配置し給食管理を行っている場合は 70）で除して得た数以上の配置 ・低栄養状態のリスクが高い入所者に対して、医師看護師管理栄養士等が共同して作成した栄養ケア計画に従い食事の観察を週 3 回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整を実施 ・低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し問題があれば早期に対応する。 ・入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施にあたり、当該情報その他継続的に栄養管理の適切かつ有効な実施のための必要な情報を活用している 上記を満たす場合算定
12	ターミナルケア加算 (死亡日以前 31～45 日)	83 円/日	165 円/日	247 円/日	入所者又はその家族等の同意を得て、入所者のターミナルに係る計画が作成されている
	ターミナルケア加算 (死亡日以前 4～30 日)	165 円/日	329 円/日	493 円/日	
	ターミナルケア加算 (死亡日前日及び前々日)	843 円/日	1,685 円/日	2,527 円/日	
	ターミナルケア加算 (死亡日)	1,695 円/日	3,389 円/日	5,084 円/日	
13	経口移行加算	29 円/日	58 円/日	87 円/日	経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合
14	経口維持加算（Ⅰ）	411 円/月	822 円/月	1,233 円/月	摂食機能障害や誤嚥がある入所者に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合であって、医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合
15	経口維持加算（Ⅱ）	103 円/月	206 円/月	309 円/月	当該施設が協力歯科医療機関を定めている場合であり、経口維持加算（Ⅰ）において行う食事の観察及び会議等に、医師（人員基準に規定する医師を除く）、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が加わった場合、経口維持加算（Ⅰ）に加えて算定
16	療養食加算	7 円/回	13 円/回	19 円/回	療養食を提供した場合、1 日につき 3 回を限度として算定
17	再入所時栄養連携加算	206 円/回	411 円/回	617 円/回	入所者が退所し、病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該施設に入所する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該入所者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、1 回を限度として算定

18	自立支援促進加算	309 円/月	617 円/月	925 円/月	以下の要件を満たした場合算定 ・医師が入所者ごとに自立支援の為に特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定に参加している。 ・上記の結果、自立支援の為に対応が必要であるとされた者毎に、医師・看護師・介護職員・介護支援専門員、その他職種が共同して自立支援に係る支援計画を策定し、計画に従ったケアを実施。 ・医師の医学的評価に基づき、少なくとも 3 月に 1 度入所者ごとの支援計画を見直している ・医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用している。
19	身体拘束廃止未実施減算	-10%/日			身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなかった場合、入所者全員について減算 ・身体的拘束等を行う場合には記録をすること ・委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図ること ・指針を整備すること ・介護職員その他の従事者に対し、研修を定期的の実施すること
20	緊急時治療管理加算	532 円/回	1,064 円/回	1,596 円/回	入所者の病状が重篤になり、救命救急医療が必要となる入所者に対し、応急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置等が行われた場合、1 回に連続する 3 日を限度として算定
21	特定治療	医科診療報酬点数表			やむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療について、老人医科診療報酬点数表により算定する点数に 10 円を乗じた額を算定
22	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	35 円/日	70 円/日	105 円/日	当該施設が、厚生労働大臣が定める基準（在宅復帰・在宅療養支援等指標）に適合するものとして都道府県知事に届け出た場合、入所者全員について算定
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	48 円/日	95 円/日	142 円/日	
23	外泊時費用	372 円/日	744 円/日	1,116 円/日	居宅などへ外泊をされた場合に算定。外泊初日と最終日は施設基本利用料となる。（中 6 日限度） 外泊中も居住費、室料差額（ユニット型個室利用時）がかかります。
24	外泊時費用 （在宅サービスを利用する場合）	822 円/日	1,644 円/日	2,465 円/日	居宅へ外泊し、介護老人保健施設により提供される在宅サービスを利用した場合に算定。外泊初日と最終日は施設基本利用料となる。（中 6 日限度）外泊中も居住費、室料差額（ユニット型個室利用時）がかかります。
25	入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	463 円/回	925 円/回	1,387 円/回	入所期間が 1 月を超えると見込まれる者の入所予定日前 30 日以内又は入所後 7 日以内に当該入所者等が退所後生活する居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合、1 回を限度として算定

26	入所前後訪問指導加算（Ⅱ）		493 円/回	986 円/回	1,479 円/回	入所期間が 1 月を超えると見込まれる者の入所予定日前 30 日以内又は入所後 7 日以内に当該入所者等が退所後生活する居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合、1 回を限度として算定
27	退所時等支援等加算	試行的退所時指導加算	411 円/回	822 円/回	1,233 円/回	退所が見込まれる入所期間が 1 月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させる場合において、当該入所者の試行的な退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に、入所中最初に試行的な退所を行った月から 3 月の間に限り、1 月に 1 回を限度として算定
28		退所時情報提供加算	514 円/回	1,027 円/回	1,541 円/回	入所期間が 1 月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合に、1 回に限り算定 入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定
29		入退所前連携加算（Ⅱ）	411 円/回	822 円/回	1,233 円/回	入所期間が 1 月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、1 回を限度として算定
30		入退所前連携加算（Ⅰ）	617 円/回	1,233 円/回	1,849 円 / 回	上記に加え、入所予定日前 30 日以内又は、入所後 30 日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業所と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合に算定。
31	訪問看護指示加算		309 円/回	617 円/回	925 円/回	退所時に、医師が指定訪問看護ステーションに対して訪問看護指示書を交付した場合に、1 回を限度として算定
32	口腔衛生管理加算（Ⅰ）		93 円/月	185 円/月	278 円/月	口腔衛生管理体制加算を算定している施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に算定 ・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月 2 回以上行うこと ・歯科衛生士が、入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと ・歯科衛生士が、入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること

33	口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	113 円/月	226 円/月	339 円/月	上記(Ⅰ)に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理に適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合算定。
34	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3 円/月	6 円/月	9 円/月	以下の要件を満たした場合算定 ・入所時に褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価し、少なくとも3月に1度評価を行い、評価結果を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用している ・評価の結果褥瘡発生リスクがある入所者ごとに、医師・看護師・管理栄養士・介護職員・介護支援専門員その他の職種が共同し褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成している ・入所者ごとに褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者ごとの状態について定期的に記録をしている ・上記評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに褥瘡計画を見直している。
35	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	14 円/月	27 円/月	40 円/月	上記(Ⅰ)の算定要件を満たしており、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について褥瘡の発生が無い場合算定。(ただし(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算不可。
36	褥瘡マネジメント加算(Ⅲ)	11 円/月	21 円/月	31 円/月	令和3年3月31日までの褥瘡マネジメント加算を算定する事業所への経過措置(令和4年3月31日まで算定可)
37	排せつ支援加算(Ⅰ)	11 円/月	21 円/月	31 円/月	以下の要件を満たす場合に算定 ・排せつに介護を要する入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて医師、又は医師と連携した看護師が、入所時に評価するとともに、少なくとも6月に1回評価を行い、その評価結果を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること ・評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師・看護師・介護支援専門員等が共同して排せつ介護に要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること ・上記評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること
38	排せつ支援加算(Ⅱ)	16 円/月	31 円/月	47 円/月	(Ⅰ)の算定要件を満たしており、適切な対応を行うことにより要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化がない 又は、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合に算定

39	排せつ支援加算(Ⅲ)	21 円/月	41 円/月	62 円/月	(Ⅰ)の要件を満たしており、適切な対応を行うことにより要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化がない かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合に算定
40	排せつ支援加算(Ⅳ)	103 円/月	206 円/月	309 円/月	令和3年3月31日までの排せつ支援加算を算定する事業所への経過措置(令和4年3月31日まで算定可)
41	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)	103 円/回	206 円/回	309 円/回	老健医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講していること。入所後1か月以内にかかりつけ医に状況に応じて処方内容を変更する可能性があることについて説明し、合意を得ていること。さらに入所中に服用薬剤の総合的な評価を行い、評価内容や入所時と退所時の処方内容に変更がある場合は変更の経緯、変更後の状態について退所後1か月以内にかかりつけ医に情報提供を行い、内容を診療録に記載した場合算定。
42	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	247 円/回	493 円/回	740 円/回	(Ⅰ)に加え、入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方にあたっての当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
43	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	103 円/回	206 円/回	309 円/回	(Ⅰ)(Ⅱ)に加え、6種類以上の内服薬が処方されており、入所中に老健医師とかかりつけ医が共同し、総合的に評価調整し、老健医師が入所時に処方されていた内服薬の種類を1種類以上減少させること。また退所時において、処方されている内服薬の種類が入所時に比べ1種類以上減少していること。
44	地域連携診療計画情報提供加算	309 円/回	617 円/回	925 円/回	診療報酬の地域連携診療計画管理料又は地域連携診療計画退院時指導料を算定して保険医療機関を退院した入所者に対して、当該保険医療機関が地域連携診療計画に基づいて作成した診療計画に基づき、入所者の治療等を行い、入所者の同意を得た上で、退院した日の属する月の翌月までに、地域連携診療計画管理料を算定する病院に診療情報を文書により提供した場合、1回を限度として算定
45	夜勤職員配置加算	25 円/日	50 円/日	74 円/日	入所者の数が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う看護・介護職員を配置している
46	安全管理体制未実施減算	-6 円/日	-11 円/日	-17 円/日	運営基準における事故の発生又は再発を防止する為の措置が講じられていない場合
47	安全対策体制加算	21 円/回	41 円/回	62 円/回	外部研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合入所時に1回を限度として算定。

48	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	41 円/月	82 円/月	123 円/月	以下の要件を満たす場合算定 ・入所者ごとのADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。 ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
49	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	62 円/月	124 円/月	185 円/月	上記（Ⅰ）に加え、疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出していること。
50	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	23 円/日	45 円/日	68 円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合80%以上で配置、もしくは勤続10年以上の介護福祉士が35%以上
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	19 円/日	37 円/		介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合60%以上の配置で算定。
51	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に3.9%を乗じた単位数			介護職員の賃金改善案等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所が利用者に対してサービスを提供した場合
52	特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に2.1%を乗じた単位数			介護職員の賃金改善案等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所が利用者に対してサービスを提供した場合
53	所定疾患施設療養費（Ⅰ）	246 円/日	491 円/日	737 円/日	肺炎などにより治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行った場合に、（Ⅱ）は1回につき連続する10日間（Ⅰ）は7日間を限度として算定
	所定疾患施設療養費（Ⅱ）	493 円/日	986 円/日	1,479 円/日	

（3）その他の費用

	項 目	料 金	内 容
54	日常生活品費	255 円/日 (非課税)	日用品として、個人的に使用していただくタオル類、おしぼり等、施設で用意するものをご利用頂く場合
55	教養娯楽費（クラブ活動費）	※実費	個人的に行なうレクリエーション、趣味活動等で使用する折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等の遊具など、施設で用意する物をご利用頂く場合
56	テレビ使用料	※165 円/日 (税込)	個人的に、居室でテレビを観賞する場合
57	電気使用料金	※別途参照	お持ち頂けない物もある為、個別的に電化製品をお持ち頂く場合はご相談下さい。（別途契約が必要です）
58	理美容費	※別途参照	ご希望され、実施された場合に別途料金が発生します。
59	写真代	※22 円/1 枚 (税込)	施設内行事で撮った写真代（希望者）
60	室料差額	※550 円 (税 込)	個室(ユニット)にご入所の方で、1日に発生するご料金です。外泊中も発生します。
61	予防接種（インフルエンザ等）	※実費	
62	委託洗濯代	※別途参照	個人的に委託業者との契約に基づき、お申込みされた場合に毎月別途料金が発生します。
63	コピー代（サービス提供記録）	※11 円/1 回 (税込)	ご希望され、複写物を交付した場合に頂く料金
64	文書料	※実費相当分	書類によって異なります。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間基本報酬に0.1%上乗せとなります。ご不明な点があればご連絡ください。